（厚生労働大臣による老齢厚生年金の受給権者の確認等）

第三十五条　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、老齢厚生年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号の報告を求めることができる。

3・4　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢厚生年金の受給権者に係る届出等）

第三十五条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢厚生年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第三十五条の三　加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者（特別支給の老齢厚生年金（法附則第九条の二第二項の規定によりその額を計算されている場合を除く。）の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する場合又は法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢とする。）に達する場合であつて当該特別支給の老齢厚生年金又は法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の、加給年金額の対象者がある者を含む。）は、毎年、指定日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（氏名変更の届出）

第三十七条　老齢厚生年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

（削る）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

（厚生労働大臣による老齢厚生年金の受給権者の確認等）

第三十五条　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、老齢厚生年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の報告を求めることができる。

3・4　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢厚生年金の受給権者に係る届出等）

第三十五条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢厚生年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書。以下同じ。）を毎年厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　（略）

2～4　（略）

（加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第三十五条の三　加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者（特別支給の老齢厚生年金（法附則第九条の二第二項の規定によりその額を計算されている場合を除く。）の受給権者（平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する場合又は法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢とする。）に達する場合であつて当該特別支給の老齢厚生年金又は法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の、加給年金額の対象者がある者を含む。）は、毎年、指定日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（氏名変更の届出）

第三十七条　老齢厚生年金の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　変更前の氏名

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）